



16消安第9573号  
平成17年3月11日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する  
省令の施行について

この度、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成17年農林水産省令第15号。以下「改正省令」という。）が公布された。改正内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いする。

記

## 第1 改正の趣旨

ほ乳動物由来たん白質の飼料利用については、BSEの発生防止の観点から、平成13年10月15日以降、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく飼料及び飼料添加物に関する成分規格等に関する省令により利用を禁止したところである。

その後、平成15年11月11日に豚及び家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉を豚、鶏及び養魚用飼料として利用することによる食品健康影響評価について、食品安全委員会に意見を求めたところ、豚及び家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉を豚及び家きん用の飼料として利用することについては、「ヒトへの直接的な食品健康影響については無視できるが、交差汚染を防止するための適切な管理が実施できる施設のみに認められるべきであり、今後、安全性を検証する仕組みを構築するべきである」との食品健康影響評価の結果が、食品安全委員会より示されたところである（平成16年6月24日付け府食第696号）。

この結果を踏まえ、今般、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令

(昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。)が改正され、豚及び家きんに由来する次のたん白質については、それぞれ、その製造工程がこれらのたん白質以外の動物由来たん白質の製造工程と確実に分離されていることを農林水産大臣が確認(以下「大臣確認」という。)した場合に限り、豚、鶏及びうずら(以下「豚等」という。)用の飼料に用いることを認めることとされた。

豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉(以下「豚肉骨粉等」という。)

家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉(以下「家きん加水分解たん白等」という。)

豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉(以下「原料混合肉骨粉等」という。)

また、各種の飼料及び飼料添加物の表示の基準についても、規定の整理が行われた。

## 第2 大臣確認について

豚肉骨粉等、家きん加水分解たん白質等及び原料混合肉骨粉等(以下「豚由来たん白質」という。)の製造工程の大臣確認の手續及び変更確認の手續については、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物性たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手續について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)によることとする。

## 第3 大臣確認を受けた豚由来たん白質(以下「確認済飼料」という。)又は確認済飼料を含む飼料の表示について

牛等の豚由来たん白質の飼料利用が認められない家畜等への誤った給与を防止する措置として、使用上及び保存上の注意に関する文字を表示しなければならないこととされた。(省令別表第1の2の(5))

表示方法の例については、別紙を参照されたい。

## 第4 豚由来たん白質等を製造する事業場での帳簿の備付けについて

豚由来たん白質等は、使用できる原料が制限されており、対象家畜も制限されていることから、当該豚由来たん白質等の製造に用いられた原料の種類、収集先及び製品の出荷先等が確認できるようにしておくことが必要である。

このため、豚由来たん白質等の製造業者が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第52条の規定に基づき、帳簿を備え付けるに当たっては、豚由来たん白質等の原料の種別（由来する動物種等（家きん由来又は豚由来をいう。）の別をいう。）を帳簿に明記することとする。

## 第5 施行期日

改正省令は、平成17年4月1日から施行することとされた。

## 表示例 1 ( 確認済豚肉骨粉 )

飼料の名称	豚ミートボンミール 1 号
飼料の種類	肉骨粉
製造年月	平成 年 月
製造業者の氏名又は名称 及び住所	株式会社 県 市 町 番地
製造事業場の名称 及び所在地	株式会社 工場 県 市 町 番地
成 分 量	
粗 た ん 白 質	%以上
粗 灰 分	%以下
含有する飼料添加物の名称及び量	
エトキシキン	%
使用上及び保存上の注意 ( 注 )	
1	この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物には使用しないこと ( 牛、めん羊、山羊、しか又は養殖水産動物に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。 )
2	この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物を対象とする飼料 ( 飼料を製造するための原料又は材料を含む。 ) に混入しないよう保存すること。

注：対象家畜等並びに使用上及び保存上の注意を記載する。

表示例 2 ( 確認済豚肉骨粉を使用している配合飼料 )

飼料の名称	印 用配合飼料		
飼料の種類	用配合飼料		
製造年月	平成	年	月
製造業者の氏名又は名称及び住所	株式会社	県	市 町 丁目 番地
製造事業場の名称及び所在地	株式会社	工場	××県××市×町×丁目×番地
対象家畜等	ほ乳期子豚(体重が30kg以内の豚)		

---

含有する飼料添加物の名称及び量	マイシン	g力価/トン	
	ビタミンC、	ビタミンA、	

(注意) 1 この飼料は、上記の対象家畜等に記載されているもの以外には使用できません。  
 2 この飼料は、食用を目的として屠殺する前7日間は使用できません。

使用上及び保存上の注意(注1)

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物には使用しないこと(牛、めん羊、山羊、しか又は養殖水産動物に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。)
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないよう保存すること。

原材料名等

原材料の区分	配合割合	原 材 料 名
穀 類	70%	とうもろこし、マイロ、(大麦)
動物質性飼料	5%	豚肉骨粉(注2)

(注)

- 1 原材料名は、配合割合の大きい順である。
- 2 ( )内の原材料は、原料事情等により使用しないことがある。

注 1 : 対象家畜等並びに使用上及び保存上の注意を記載すること。

2 : 原材料名は、豚肉骨粉、確認済豚肉骨粉、肉骨粉、豚ミートボンミール又はミートボンミールと記載することが可能である。